



令和 3 年 5 月号



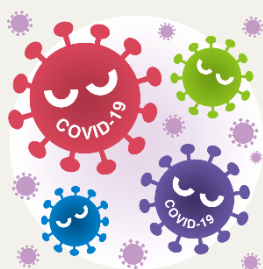
三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

コロナが終わったら、いくら税金があがるの？

いよいよ新しい年度になりました。

4 月 15 日まで確定申告期限が延長されましたので、なかなか心機一転と行きませんが、新入社員を迎えることができ、出会いに感謝です。



さて、現在記事を執筆している段階（4 月 8 日）では、新型コロナウイルス感染者が急増しております。

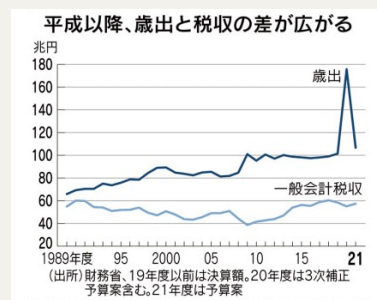
また緊急事態宣言が発令される可能性が高いですが、確定申告の総括としては、やはり多くの企業が助成金や補助金を受け、また緊急融資を受け、被害を最小限に抑えることが出来たといえます。

ただ、その助成金や補助金、利子の補給などは全部税金であり、それはイコール将来の自分のお金である、という見方もできます。

今回、ちょっと気が早いですが、新型コロナ対応でどれだけの税金が上がるのか、ざっくりですが推測していきたいと思います。

国は通常 100 兆円の予算だが、コロナ対策として 80 兆円追加で使ってしまった。2021 年度も 5 兆円の予算が付いている。そして、あと少なくとも 15 兆円は使うだろう。

ということで、コロナ対策に追加で使った予算は 100 兆円と想定します。比較対象として、東日本大震災で使われた全体予算をみると、10 年間で 32 兆円であり、コロナ対策のおおよそ 1 / 3 の予算です。



日本経済新聞(2020 年 12 月 22 日付)より引用

では、東日本大震災のときの増税はというと、復興特別所得税や法人税があげられますが、今回は、所得税に焦点をあてます。

復興特別所得税は、所得税×2.1%を令和 19 年までの 25 年間、課税するというものです。

コロナ対策に使った金額は東日本大震災のときの 3 倍ですから、もしかしたら、税率もその 3 倍、所得税×6.3%がコロナ特別所得税として課税されるかもしれません。6.3%を 25 年間払うということは、 $6.3 \times 25 = 157.5\%$ となり、毎年の税金の 1.5 倍の負担が追加で個人にのしかかって来る可能性があります。

上記はあくまでもデータに基づく推測です。とはいえ、感染対策はともかく、GOTO のような消費喚起の政策などは、将来のことを考えると使い過ぎも怖いですね。

本店
便り

今年も新入社員を迎えました！

文責：亀田



確定申告もようやく一段落するこの時期、今年も弊社では4名の新しい仲間を迎えることができました。全員本店にて業務にあたっております。まだまだ不慣れなことも多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、皆様にも温かく見守っていただければ幸いです。今号より毎月、順番にご紹介いたしますので楽しみに。

それでは、トップバッターとして、今月は 木村 より自己紹介いたします。

初めまして。木村綾佑（きむら りょうすけ）と申します。

税務会計全般を担当させていただきます。

趣味はバスケットをすることとライブに行くことです。休日は、ライブに行ったり、月1ペースでバスケットをしています。

大学では経済学部でしたが、簿記の勉強もかねて学生生活を送っていました。当たり前のことを当たり前により、まわりに頼られる存在になれるように頑張っていきます。

よろしくお願いいたします。



インター
店
便り

こいのぼりを飾る習わしは、鯉が滝を上って竜になったという中国のお話に由来しているらしいです

文責：大脇

こんにちは。若葉を渡る風が、さわやかな季節を運んでくれるような、気分が晴れやかな季節になりましたね。

5月5日は端午の節句。さわやかな青空に泳ぐこいのぼりの姿があちこちで見られる季節でもあります。

でも、最近はこのぼりを外に飾る家がぐっと減りましたよね。こいのぼりの販売数も年々と減っているとか。

調べてみると、少子化だけではなく飾る場所がない住宅事情や、外に飾ることによってその家に幼い男の子がいないと分かってしまうというセキュリティ・個人情報問題、さらには隣近所のこいのぼりのサイズを競うようになった見栄の張り合いが嫌になったのも要因にあるとか(笑)。

現在の主流は室内で飾るコンパクトなものだそうです。時代の移り変わりとともに形は変われども、子どもの誕生と伸び伸びとした成長を祝い、無病息災を祈る気持ちは変わりませんね。

さて、「のびのび」と言えば。適用時期を迎える各種税制特例措置が延期されました。

●土地の売買に係る登録免許税の軽減税率の据え置き

土地売買の所有権移転登記にかかる登録免許税の軽減税率について、現行の税率（1.5%）

→令和5年3月31まで2年間延長

●不動産取得税に係る特例措置の延長

①住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（本則：4%→3%）

②宅地評価土地の取得に係る課税標準を2分の1とする特例措置

→令和6年3月31まで3年間延長



<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

●中古住宅及びその敷地に係る買取再販に係る不動産取得税の特例措置の延長

宅建業者が中古住宅を買い取り、一定の質の向上のために改修工事が行われた中古住宅を販売する場合、宅建業者の中古住宅及びその敷地取得に係る不動産取得税の軽減税率

→令和 5 年 3 月 31 まで 2 年間延長

詳しくは担当者まで…。

経営
情報

一時支援金 申請期間は5月末まで！

文責：春田

4月号の DR.tax の本店便りでご紹介した一時支援金の申請期限が迫っております！
まだ検討中の方は、以下の条件に該当するか確認の上、是非この機会をお見逃しなく。

一時支援金は、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、2021 年 1 月～3 月の任意の月の売上と 2019 年又は 2020 年の売上が 50%減少した中小企業・個人事業者の方に支援金が給付される制度です。

給付額は、中小企業は上限 60 万円、個人事業者等は上限 30 万円となります。

簡単に申請の流れをご説明します。

- ①仮登録（申請 ID 発番）
- ②アカウント発行
- ③登録確認機構に事前確認を依頼
- ④申請

一時支援金の申請をするには、認定支援機関から実際に事業を行っているか、制度の内容を正しく理解しているか、という事前確認を受ける必要があります。それが上記の"③登録確認機構に事前確認を依頼"という作業です。

※弊社も認定支援機関に登録されていますので、担当者へご相談ください。

仮登録は以下から行えます。

中小企業庁 一時支援金 <https://ichijishienkin.go.jp/>



無料経営相談実施中！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2021 年 5 月開催スケジュール(要予約)

5 月 10 日(月) 10～12 時

5 月 11 日(火) 18～20 時

5 月 13 日(木) 13～17 時

ご予約電話番号 **0120-974-830**

記載内容に関するおことわり

新型コロナウイルス感染症の影響により、情報が随時更新されております。そのため、記載内容が最新ではない可能性がございますことをご了承ください。

最新情報は、国税庁、厚生労働省他のホームページ等で必ずご確認ください。

行楽 日記

勝川弘法市

文責：小栗

3月20日、勝川駅前通商店街の勝川弘法市へ家族で出かけました。

勝川弘法市は、毎月第3土曜日に開かれる商店街のおまつりで、知人がお店を出していることもあり、ほぼ毎月のように出かけていたのですが、新型コロナウイルスの影響で昨年3月の開催を最後に中止になっており、この日が1年ぶりの開催でした。



商店街の通りが歩行者天国になり、路上に古着や手づくり雑貨や飲食料品など販売するお店のテントがずらりと並びます。歌のライブや大道芸などのパフォーマンスもあり、小学生の娘はいつもこれを楽しみにしています。



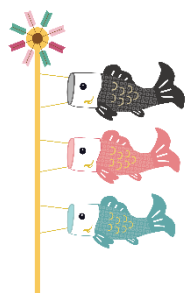
午前中に出かけたので、お昼ごはんは商店街にある『手打ちめん処 宮田屋』へ行きました。創業100年の老舗うどん店です。ここで“弘法あんかけきしめん”を食べました。ふわふわ卵にあんがかかっているきしめんで、生姜が効いて美味しく、娘とはまっています。

あまり大々的に宣伝などしていなかったそうで、いつもよりお客さんは少ないと聞きましたが、1年ぶりにお客さんでにぎわう商店街は、とてもウキウキした気持ちになりました。



5月の税務

- ・ 令和2年分消費税の振替納付 納付期限…5月24日(月)
- ・ 令和2年分所得税の振替納付 納付期限…5月31日(月)
- ・ 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…5月31日(月)
- ・ 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…5月31日(月)
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知期限 通知期限…5月31日(月)
- ・ 自動車税 納付期限…5月中において各自治体の条例で定める日



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info